

令和 7 年 4 月 30 日
原子力安全対策課
(0 7 - 0 3)
< 10 時資料配付 >

美浜発電所 1 号機の新燃料輸送（搬出）について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

美浜発電所 1 号機（H29.4～廃止措置中）は、発電所に保管していた新燃料集合体を燃料加工メーカーへ輸送（搬出）した。

今回の搬出により、美浜発電所 1、2 号機に保管していた新燃料集合体の搬出がすべて完了した。

1. 輸送年月日

令和 7 年 4 月 8 日 20 時 00 分 美浜発電所 発

令和 7 年 4 月 28 日 23 時 56 分 米国フラマトム社
(現地時間：令和 7 年 4 月 28 日 7 時 56 分着) リッチランド工場 着

2. 輸送数量等

新燃料集合体	16 体
輸 送 容 器	2 個

3. 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送および海上輸送

問い合わせ先（担当：飯尾） 内線 2351・直通 0776(20)0314
--

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型式；MX－6 P 型

形状；円筒形

寸法；全長約 6. 0 m、外径約 2. 1 m

重量；約 19.5 トン（輸送容器だけで約 14.7 トン）

材質；ステンレス鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、原子力規制委員会により確認されたものである。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下
表面から1 m離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

②表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm^2 以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm^2 以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9 m落下試験、棒上の1 m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。